

(別紙)

原告傘立て1と被告傘立て1の形態対比表

	原告傘立て1の形態		被告傘立て1の形態	
	原告の主張	被告の主張	争いのない形態	被告の主張
基本的構成 態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正面上方からの斜視図及び斜め上方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略角柱状であって、四面の側壁と、底面とを有する容器である。 ・ 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は略正形状である。 ・ 側壁には、格子状に凹条が形成され、該凹条によって区画された各部が略矩形のタイルように見える態様とされている。 ・ 水平方向に延びる凹条は、四面の側壁で連続するように形成され、垂直方向に延びる凹条は、容器上端から下端まで延びている。 ・ 材質は陶器である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法は154×154×410mmである。 ・ 表面、内面ともに釉薬が丁寧にかけられ、光沢処理が施されている。 ・ 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が17mmである。 ・ 凹条のピッチが7mm、深さが1mmであり、直線状に形成され、浅い凹状の印象を与えている。 ・ 角取りをしているのみで、直線的な印象を与える形状である。 ・ 水抜き用の貫通孔が形成されていない。 ・ 耐震用マットが取り付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正面上方からの斜視図及び斜め上方からの斜視図を参照し、全体として、上方を開口した有底略角柱状であって、四面の側壁と、底面とを有する容器である。 ・ 上面図及び下面図を参照し、上端開口及び底面は略正形状である。 ・ 側壁には、格子状に凹条が形成され、該凹条によって区画された各部が略矩形のタイルように見える態様とされている。 ・ 水平方向に延びる凹条は、四面の側壁で連続するように形成され、垂直方向に延びる凹条は、容器上端から下端まで延びている。 ・ 材質は陶器である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法が165×165×410mmである。 ・ 釉薬がかけられ、ムラがあり、全体的にやや雑な表面加工がなされる。（表面の一部はざらついている。）、内面は特段の表面加工がなされていない。 ・ 上端開口端部から上部端部までの長さ（へりの長さ、突出長さ）が27mmである。 ・ 凹条のピッチが4mm、深さが1mmであって、若干屈曲した（直線ではない）線状に形成され、深い凹条の印象を与えている。 ・ 水抜き用の貫通孔が形成されている。 ・ 耐震用マットが取り付けられていない。 ・ 全体的に中央部分に向かって膨らんだ、ややまるみのある印象を与える形状である。
具体的構成 態様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体寸法は、縦横寸法が154mm×154mm、高さ寸法が410mmである。 ・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形に底上げして形成されている。 ・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。 ・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。 ・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に45mm、53mm、45mmである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体寸法は、縦横寸法が165mm×165mm、高さ寸法が410mmである。 ・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形に底上げして形成されている。 ・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。 ・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。 ・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に50mm、53mm、50mmである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体寸法は、縦横寸法が165mm×165mm、高さ寸法が410mmである。 ・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形に底上げして形成されている。 ・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。 ・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。 ・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に50mm、53mm、50mmである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体寸法は、縦横寸法が165mm×165mm、高さ寸法が410mmである。 ・ 底面及び側壁は、一様な板厚で形成され、底面は、その中央を上方に略矩形に底上げして形成されている。 ・ 上方の開口周縁には、側壁上端から内方に屈曲する一定幅の縁部が形成されている。 ・ タイル状の凹条は、側壁毎に、縦七段、横三列の格子状に形成されている。 ・ 格子の目に相当する各タイル部は、高さ寸法が53mm、幅寸法が左から順に50mm、53mm、50mmである。